

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月14日

【四半期会計期間】 第15期第3四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 ダブル・スコープ株式会社

【英訳名】 W-SCOPE Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 崔 元根

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎5丁目1番11号

【電話番号】 03-5436-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 大内 秀雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎5丁目1番11号

【電話番号】 03-5436-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 大内 秀雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第3四半期 連結累計期間	第15期 第3四半期 連結累計期間	第14期
会計期間	自 2018年1月1日 至 2018年9月30日	自 2019年1月1日 至 2019年9月30日	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日
売上高 (百万円)	6,277	8,824	8,731
経常損失() (百万円)	1,569	3,881	3,305
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (百万円)	1,353	3,204	2,861
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,453	6,507	5,048
純資産額 (百万円)	20,439	12,420	17,844
総資産額 (百万円)	49,115	53,224	47,496
1株当たり四半期(当期)純損失 金額() (円)	43.31	101.71	91.53
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	41.6	23.3	37.5

回次	第14期 第3四半期 連結会計期間	第15期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 () (円)	26.60	23.15

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

重要事象等

当社グループは前連結会計年度において営業損失、経常損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においては、新規EV用途案件の量産を開始した一方で、一昨年来継続している同案件等のサンプル費用及び製造ライン承認のための稼働費用等が増加した結果、継続して営業損失、経常損失を計上しております。また、当連結会計年度において経常損失を計上した場合には、一部の長期借入金に係る財務制限条項に抵触し、期限の利益を喪失することとなります。

これらの状況により、継続企業の前提に関して重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(2) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消、改善するための対応策を講じることにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界経済は、米国では製造業・非製造業ともに減速感が始め、中国との貿易摩擦の改善が待たれる状況が継続しており、中国でも引き続きGDP成長率の低下が続く景気の減速基調が続いております。欧州でも中国経済の減速感を受け低成長が継続する見通しです。

当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業においては、中国で自動車販売台数が伸び悩み、EVに対する政府補助金制度も終わったことから車載用LIB市場にも停滞感はあるものの欧州自動車メーカー各社は各国で開催されているモーターショーでも積極的にEV新モデルの発表を続け、自動車メーカーのEVに対する注力が高まり、自動車用電池需要増への期待感は引き続き拡大基調となっております。一方で民生需要では、新規アプリケーションとして蓄電システム市場が活発化し始めている一方で、スマートフォン市場の伸び悩みと米中貿易摩擦の影響を受けた中国製品の北米向け輸出製品需要に回復が見られない状況が続いております。

このような市場環境の中で、当社では地域別販売構成においては中国から韓国への転換を進め、同時にアプリケーションでも需要変動の激しい民生機器から中長期的な採用が見込まれるEV案件や蓄電システムへの移行を進めております。

こうした転換期の中で各顧客の民生案件は6月以来低調なまま推移しておりますが、EV案件の需要は安定的に成長しており販売を伸ばし、当第3四半期連結売上高は、8,824百万円(前年同四半期比40.6%増)となりました。

地域別には、韓国顧客向け売上高において民生案件の回復が遅れる中でEV案件の成長が大きく、5,701百万円(同62.4%増)となりました。中国顧客向け売上高は引き続き債権回収を優先しながらの営業活動となった為、1,292百万円(同26.7%減)となり、日本顧客向け売上高においては安定的に販売を継続しており、1,208百万円(同30.2%増)となりました。また、米国顧客向け販売が安定的に継続しており、620百万円(同723.2%増)となりました。

営業利益に関しては、前年同四半期比で売上高の大幅な増加はあったものの、今後の需要の伸びに備えた設備投資及び人員増は継続しており、前年同四半期比では減価償却費が約6億円の増加、人件費が約12億円の増加、開発費及びサンプル費が34百万円の増加となり、営業損失が3,211百万円(前年同四半期は1,736百万円の営業損失)となりました。

製造の状況に関しては、W-SCOPE KOREA CO., LTD.(以下、WSK)の製造ライン9本は一部の製造ラインにおいて新製品の量産実験生産あるいは新規案件向けサンプル生産等を実施しているものの概ね順調に稼働しており、W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.(以下、WCP)の累計10-11号ラインは量産販売を継続し、本年6月末に据え付けを完了した12号ラインにおいてはすでに顧客のライン承認も取り付け量産準備が完了しました。13号ラインにおいても本年末までに同様の準備を進める予定となっております。

また、自動車用途でコーティング製品の需要が拡大する中で、WSKでは6本のコーティングラインが安定稼働して

おり、WCPでも4本のコーティングラインの据え付けを完了させました。

営業外費用は為替差損388百万円（前年同四半期は為替差益264百万円）などがあり、結果として、税金等調整前四半期純損失は3,881百万円（前年同四半期は税金等調整前四半期純損失1,559百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は3,204百万円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失1,353百万円）となりました。

平均為替レートにつきましては、当第3四半期連結累計期間の対1米ドルが前年同四半期比で約0.57円円高の109.05円、対1米ドルが前年同四半期比で71.30ウォンウォン安の1,162.18ウォン、対1,000ウォンでは前年同四半期比で約6.7円円高の93.8円となりました。

当第3四半期連結会計期間末における総資産につきましては53,224百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,727百万円増加しました。主な要因は以下のとおりであります。

（資産）

流動資産につきましては6,160百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,674百万円の減少となりました。これは主として、現金及び預金が4,530百万円減少したことによるものであります。固定資産につきましては47,064百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,402百万円の増加となりました。これは主として、機械装置及び運搬具が5,524百万円増加したことによるものであります。

（負債）

負債につきましては40,803百万円となり、前連結会計年度末に比べ11,151百万円の増加となりました。流動負債につきましては16,415百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,341百万円の増加となりました。これは主として、未払金の増加2,579百万円や1年内返済予定の長期借入金の増加685百万円によるものであります。固定負債につきましては24,388百万円となり、前連結会計年度末に比べ6,809百万円の増加となりました。これは主として、長期借入金の増加5,935百万円によるものであります。

（純資産）

純資産につきましては12,420百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,423百万円の減少となりました。これは主として、新株予約権の権利行使等に伴い資本金及び資本準備金がそれぞれ574百万円増加した一方で、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上3,204百万円、為替換算調整勘定の減少3,303百万円によるものであります。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは前連結会計年度において営業損失、経常損失を計上しており、当第3四半期連結累計期間においては、新規EV用途案件の量産を開始したことにより売上が増加基調にある一方で、一昨年来継続している同案件等のサンプル費用及び製造ライン承認のための稼働費用等が増加した結果、営業損失、経常損失を計上しております。また、当連結会計年度において経常損失を計上した場合には、一部の長期借入金にかかる財務制限条項に抵触することとなり、当該財務制限条項が適用された場合には、期限の利益を喪失することとなります。

当社グループは当該状況を解消すべく、先に締結した顧客との長期供給量の合意に基づく新規EV用途案件の出荷拡大や製造ラインの稼働率上昇等によるコスト低減等による来期の黒字化に向け強い意志で取り組んでおります。また資金面では、既存融資残高を有する金融機関とは緊密にコミュニケーションを取りながら引き続き支援を得られる体制を確保するとともに、中期経営計画を着実に遂行していくための資金調達について複数の金融機関等と具体的な協議を進めております。なお、当社の子会社であるWCPは、設備投資資金として11月11日にNoh & Partners株式会社に対し1,150億ウォン（約103億円）の転換社債を発行することを取締役会で決議し、同日に転換社債引受契約を締結しております。

従って、当社グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は915百万円であります。

(4) 従業員数

連結会社の状況

当第3四半期連結累計期間において、当社グループは業容の拡大に伴い、348名人員が増加しております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,369,600	35,369,600	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。1単元の株式数は100株となっております。
計	33,369,600	35,369,600		

(注) 提出日現在発行数には、2019年10月1日からこの四半期報告書提出日までの第5回新株予約権の行使により発行された株式数を加算しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項ありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

第5回新株予約権(第三者割当)(2019年8月20日発行)	
決議年月日	2019年8月20日
新株予約権の数(個)	50,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価格は、850円とする。 本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。)(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が510円(以下「下限行使価額」という)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	2019年9月6日~2021年9月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使の条件	割当先は、(1)本条の規定に従い割当日以降に発行会社から本新株予約権の行使の許可(以下「行使許可」という。)を取得した場合で、かつ(2)当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合を除き、本新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、発行会社の取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
取得条項に関する事項	

() 新株予約権の発行時(2019年8月20日)における内容を記載しております。

(注)1 本新株予約権は、行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権です。

- 2 本新株予約権の募集は、第三者割当方式により、みずほ証券株式会社(以下「割当先」という。)に全て割当てております。
- 3 各本新株予約権の払込金額は、総額20,300,000円(本新株予約権1個当たり金406円)であります。
- 4 当該行使価額修正条項及び行使許可条項付新株予約権の特質

(1) 行使価格条項

行使価額は、2019年9月6日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「東証終値」といいます。)の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算定し小数第2位を切り上げます。)に修正されます。但し、当初行使価格850円の60%である510円を下限行使価格とし、修正後の行使価額が下限行使価額の510円を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。詳細については、第7項「行使価額の修正」をご参照ください。

(2) 行使許可条項

当社は、割当先との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後に、本新株予約権に係る第三者割当て契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結しています。本割当契約において、割当先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された60取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できること、及び割当先は、当社の承認を得ることなく本新株予約権を第三者に譲渡することができないこと等を定めています。

(3) 行使価格の修正頻度

行使の際に本項(1)号に記載の条件に該当する都度、直前取引日の東証終値に修正される。

(4) 行使価格の下限

下限行使価格は、当社普通株式1株当たり510円(当初行使価格の60%)とする。ただし、第8項「行使価額の調整」の規定により調整されます。

(5) 割当株式数の上限

5,000,000株(発行済株式総数に対する割合15.94%)

(6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達の下限

2,570,300,000円(本新株予約権の発行総額20,300,000円と本項(4)に記載の行使価格の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の2,550,000,000円を合算した資金調達額)
 但し、株価が本項(4)に記載の行使価格を下回った場合や本項(7)により、当該新株予約権の一部が行使されず、資金調達の額が減少する可能性があります。

(7) 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権を取得することができる(詳細については、第11項「本新株予約権の取得」をご参照ください。)

5 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式5,000,000株とする(本新株予約権1個当

たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第8項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第8項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第8項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第8項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

6 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初850円とする。但し、行使価額は第7項又は第8項に従い、修正又は調整される。

7 行使価額の修正

本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が510円（以下「下限行使価額」といい、第8項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

8 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与える

ための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は従業員に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第7項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を

行う。

- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

9 本新株予約権を行使することができる期間

2019年9月6日から2021年9月6日までとする。

10 その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

11 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (2) 当社は、2021年9月6日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (3) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

12 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

13 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して新株予約権証券を発行しない。

14 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金406円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第6項記載のとおりとし、行使価額は当初、850円とした。

15 権利の行使に関する事項についての割当先との間の取決めの内容

該当事項はありません

16 当社の株券の売買に関する事項について割当先との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (2019年7月1日から2019年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	20,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	561.5
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	1,123
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	20,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	561.5
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	1,123

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月6日～ 2019年9月17日 (注)	2,000,000	33,369,600	561	8,267	561	8,213

(注) みずほ証券株式会社に割当てた第5回新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,363,100	333,631	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準の株式であります。 1単元の株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 6,200		
発行済株式総数	33,369,600		
総株主の議決権		333,631	

(注) 「単元未満株式」の株式数の欄に自己株式 2株が含まれております。

【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ダブル・スコープ株式 会社	東京都品川区大崎5丁目1 番11号	300		300	0.00
計		300		300	0.00

(注) 当社は、上記の他に単元未満の自己株式 2株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,308	777
受取手形及び売掛金（純額）	1 2,156	1 2,268
商品及び製品	1,451	1,980
原材料及び貯蔵品	457	601
その他	459	531
流動資産合計	9,834	6,160
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,839	9,579
減価償却累計額	913	1,067
建物及び構築物（純額）	6,926	8,512
機械装置及び運搬具	22,908	29,877
減価償却累計額	8,376	9,820
機械装置及び運搬具（純額）	14,532	20,056
建設仮勘定	15,128	16,107
その他	540	1,241
減価償却累計額	247	314
その他（純額）	293	926
有形固定資産合計	36,880	45,604
無形固定資産		
その他	139	104
無形固定資産合計	139	104
投資その他の資産		
繰延税金資産	601	1,298
その他	40	56
投資その他の資産合計	642	1,355
固定資産合計	37,662	47,064
資産合計	47,496	53,224

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	169	484
短期借入金	6,987	7,563
1年内返済予定の長期借入金	2 3,531	2 4,217
未払金	1,212	3,792
未払法人税等	21	26
その他	151	331
流動負債合計	12,073	16,415
固定負債		
長期借入金	2 16,779	2 22,715
退職給付に係る負債	261	520
繰延税金負債	9	-
資産除去債務	483	574
その他	43	578
固定負債合計	17,578	24,388
負債合計	29,651	40,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,692	8,267
資本剰余金	7,638	8,213
利益剰余金	995	2,287
自己株式	0	0
株主資本合計	16,326	14,193
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,486	1,816
その他の包括利益累計額合計	1,486	1,816
新株予約権	31	43
純資産合計	17,844	12,420
負債純資産合計	47,496	53,224

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2018年1月1日 至2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2019年1月1日 至2019年9月30日)
売上高	6,277	8,824
売上原価	6,523	10,696
売上総損失()	245	1,871
販売費及び一般管理費	1,491	1,339
営業損失()	1,736	3,211
営業外収益		
受取利息	16	11
為替差益	264	-
助成金収入	74	32
その他	6	20
営業外収益合計	362	64
営業外費用		
支払利息	146	335
為替差損	-	388
支払手数料	40	7
その他	8	3
営業外費用合計	195	735
経常損失()	1,569	3,881
特別利益		
新株予約権戻入益	10	-
特別利益合計	10	-
税金等調整前四半期純損失()	1,559	3,881
法人税等	205	756
過年度法人税等	-	78
法人税等合計	205	677
四半期純損失()	1,353	3,204
非支配株主に帰属する四半期純損失()	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失()	1,353	3,204

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
四半期純損失()	1,353	3,204
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,099	3,303
その他の包括利益合計	1,099	3,303
四半期包括利益	2,453	6,507
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,453	6,507
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
(会計方針の変更) 当社グループのIFRS適用子会社は、第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」(以下、IFRS第16号)を適用しております。IFRS第16号の適用にあたっては、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。 本基準の適用が四半期連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
税金費用の計算	当連結会計年度の税金等調整前四半期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、見積実効税率を合理的に見積もれない場合、税金計算については年度決算と同様の方法により計算し、繰延税金資産及び繰延税金負債については回収可能性等を検討した上で四半期連結貸借対照表に計上しております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)	
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2018年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
流動資産	219百万円	252百万円

2 財務制限条項

前連結会計年度
(2018年12月31日)

当社の長期借入金のうち、19,737百万円（1年内返済予定額を含む）には、以下の財務制限条項が付されておりません。その内、17,237百万円については当連結会計年度において2期連続で経常損失を計上したこと等により財務制限条項に抵触しております。財務制限条項が適用された場合、期限の利益を喪失することとなりますが、このような状況を解消すべく各金融機関へ状況を説明しており、全ての金融機関から財務制限条項の適用をウェイブする旨の合意が既に得られております。

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2020年1月31日	300百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2014年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2013年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(2)	2022年9月25日	1,562百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(3)	2022年9月30日	1,874百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、937百万円につきましては下記が付されております。 各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(4)	2025年6月30日	13,000百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2016年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2015年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、2,321百万円につきましては下記が付されております。 各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(5)	2026年6月30日	3,000百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2018年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、500百万円につきましては下記が付されております。 各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00

当第3四半期連結会計期間
 (2019年9月30日)

当社の長期借入金には財務制限条項が付されており、前連結会計年度において2期連続で経常損失を計上したこと等により財務制限条項に抵触しております。財務制限条項が適用された場合、期限の利益を喪失することとなりますが、このような状況を解消すべく各金融機関へ状況を説明し、全ての金融機関から前期末に抵触した財務制限条項の適用についてはウェーブする旨の合意が得られております。

当第3四半期連結会計期間末における当社の長期借入金のうち、21,100百万円(1年内返済予定額を含む)には、以下の財務制限条項が付されております。

	最終返済日	借入残高	財務制限条項
(1)	2020年1月31日	100百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2014年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2013年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(2)	2022年9月25日	1,249百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
(3)	2022年9月30日	1,499百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2015年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2014年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、750百万円につきましては下記が付されております。 各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(4)	2025年6月30日	11,500百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2016年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2015年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、2,053百万円につきましては下記が付されております。 各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00
(5)	2026年6月30日	6,750百万円	各年度の連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。 2018年12月期以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2017年12月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、または直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。 なお、借入残高のうち、964百万円につきましては下記が付されております。 各年度末決算期における連結売上高を以下の金額以上にすること。 2018年12月期：USD106,545,600.00 2019年12月期：USD168,247,100.00

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
減価償却費	2,029百万円	2,673百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	77	2.5	2017年12月31日	2018年3月26日

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年3月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	78	2.5	2018年12月31日	2019年3月22日

- 2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、当第3四半期連結累計期間において、2019年8月20日の取締役会決議に基づき、2019年9月5日に第三者割当てによる新株予約権を発行し、当該新株予約権の権利行使がありました。この結果、当第3四半期連結累計期間において資本金が561百万円、資本準備金が561百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が8,267百万円、資本準備金が8,213百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社は、リチウムイオン二次電池用セパレータ事業の単一セグメントであります。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額()	43円31銭	101円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	1,353	3,204
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 金額() (百万円)	1,353	3,204
普通株式の期中平均株式数(株)	31,252,058	31,502,902
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純

損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による転換社債の発行)

当社の子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. (以下、WCP) は2019年11月11日開催の取締役会において、今後のEV市場の需要の拡大に対応した供給能力を確保するための設備投資に充当することを目的として、第三者割当による転換社債の発行を決議し、同日、Noh & Partners株式会社との間で同社債の引受契約を締結しました。

発行する転換社債の概要は以下のとおりです。

名称	WCP株式会社第1回私募転換社債
発行総額	115,000,000,000ウォン
各社債の発行価格	各社債額面金額の100%
発行日	2019年11月29日
償還期日	2024年11月29日
償還方法	額面金額に対して年率6%(複利)に相当する金額を付して償還する。
利率	年2%
担保・保証の有無	無担保、親会社保証・子会社保証・代表取締役保証
新株予約権に関する事項	
新株予約権の目的となる株式の種類	WCP普通株式
新株予約権発行による潜在株式数	33,293株
転換価格	1株当たり3,454,134ウォン ただし、株式の分割・併合等が行われた場合、転換価格は適宜調整されるほか、一定条件下で転換価格が調整されま す。
行使期間	社債の発行日の翌日から社債の満期日の前日まで
割当先	Noh & Partners株式会社
資金の用途	事業拡大のため、WCPの設備投資資金に充てるものであり ます。
その他特約事項	(社債権者の早期償還請求権) 社債権者は、社債の発行日から3年になる日以後、自己 が保有する社債の全部又は一部の償還を請求することができ ます。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月14日

ダブル・スコープ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若	尾	慎	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅	野	俊	治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダブル・スコープ株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.は、2019年11月11日開催の取締役会において第三者割当による転換社債の発行を決議し、同日、Noh & Partners株式会社との間で同社債の引受契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。